

公益社団法人日本水道協会研修講師登録制度 個人情報取扱規則

令和3年3月19日制定

(利用目的)

第1条 公益社団法人日本水道協会研修講師登録制度(以下、本登録制度)にご提供いただく個人情報は、以下の目的のために利用します。

- (1) 本登録制度の運営
- (2) 本協会地方支部及び都府県支部等の研修主催者に対する登録者情報の提供
- (3) 登録者情報の管理
- (4) 登録証の発送
- (5) 研修会研修講師履歴等の管理
- (6) 登録者への各種文書等の送付

(第三者提供)

第2条 取得した個人情報は、ご本人の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は提供をすることがあります。

- (1) あらかじめ、本人に必要事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 本人並びに公衆の生命・身体・財産を脅かす可能性がある場合
- (4) 公衆の衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたす場合

(委託)

第3条 第1条の利用目的の遂行上、取得した個人情報の取扱いを委託することがありますが、委託にあたっては、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(個人情報の利用の停止又は消去)

第4条 個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等の要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。

(個人情報をご記入するにあたっての注意事項)

第5条 登録申請書提出にあたり、個人情報のご記入がない箇所がある場合、本登録制度への登録ができない場合があります。

(個人情報管理責任者)

第6条 個人情報管理責任者は総務部長とする。

(本規則外の個人情報保護に関する事項)

第7条 本規則に規程されていない事項については、公益社団法人日本水道協会個人情報保護規程により取り扱います。

付 則

本規程は令和3年4月1日から施行する。